

「平常日課での暴風時台風来襲時における学校の臨時休校について」

北部農林高等学校
定時制課程

※臨時休業(休校)への対応は生徒と職員で異なるので注意してください。

(生徒の場合)

- 1 暴風警報が発令された場合、学校を臨時休校とする(生徒は自宅待機)。登校できるか否かはテレビのテロップ(字幕)、ラジオ、インターネット等で台風情報をしっかりと確認すること。
- 2 暴風警報が正午までに解除された場合、学校は諸活動と給食を平常通りに実施するので、生徒は平常通りに登校すること。
- 3 暴風警報が正午を過ぎて午後3時以前に解除された場合、学校は諸活動を平常通りに実施するが、給食は用意できないので、各自で夕食を済ませて登校すること。
- 4 暴風警報が午後3時を過ぎても解除されない場合(通常の始業時刻午後6時10分以前に警報が解除された場合を含む)、臨時休校とする(生徒は登校することができない)。
- 5 学校の諸活動を平常通りに実施している中で、暴風警報が発令された場合、または同日の下校が安全管理上危惧されると校長が判断した場合、学校は生徒を速やかに下校させ、臨時休校の処置を取る。

(職員の場合)

- 1 職員は、暴風警報が発令されても、直ちに「特休」が付与されるものではない。路線バスの運行が行われている時間帯は出勤し、学校で暴風対策にあたる。ただし遠距離通勤者で、通勤の行程で安全等に問題がある場合、電話等で校長(学校)に連絡し、その指示を受ける。
- 2 暴風警報が正午までに解除された場合、業務は平常通りに行う。
- 3 暴風警報が午後3時までに解除され、かつ路線バスの運行が再開された場合、職員は出勤し、校内の清掃等に当たる。ただし通勤の行程で安全等に問題がある場合、電話等で校長(学校)に連絡し、その指示を受ける。
- 4 暴風警報が午後7時までに解除され、かつ路線バスの運行が再開された場合、職員は出勤し、校内の清掃等に当たる(生徒は臨時休校)。ただし、通勤の行程で安全等に問題がある場合は上3と同じ。
- 5 暴風警報が午後7時以降に解除された場合(業務終了時刻の午後10時に3時間を満たない場合)、引き続き台風襲来による「特休」となる。

※路線バスの運行再開時刻は、運行路線によって異なる場合があるので、事後に確認する。